

稚内市スポーツ少年団規程

(総 則)

第 1 条 一般財団法人稚内市体育協会(以下「協会」という。)定款第4条5項の規定に基づき、稚内市スポーツ少年団に関することを定める。

第 2 条 稚内市スポーツ少年団は、稚内市内の各スポーツ少年団をもって構成する。

(目 的)

第 3 条 稚内市スポーツ少年団(以下「少年団」という。)は、各スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な発達に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 少年団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)スポーツ少年団の育成計画の策定と実施
- (2)スポーツ少年団の登録と団旗の授与
- (3)リーダー並びに少年団指導者の養成と活用
- (4)スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及活動
- (5)スポーツ少年団に関する広報活動及び活動に関する調査研究
- (6)スポーツ少年団活動のための施設の充実促進
- (7)スポーツ少年団の顕彰
- (8)関係団体との連携
- (9)その他、目的達成に必要な事業

第 5 条 少年団は、前条の事業に関しては決定及び実施の権限を有する。ただし、少年団の事業計画及び予算、決算並びにその変更については、あらかじめ協会理事会の承認を得るものとする。

(登 録)

第 6 条 少年団への加入は登録をもって行う。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規定及び施行細則に準じる。

(役 員)

第 7 条 少年団に次の役員を置く。

- (1)本 部 長 1名
- (2)副本部長 2名
- (3)常任委員 3名
- (4)委 員 10名以上30名以内

第 8 条 委員の選出は、各種目ごとに1名とし、指導者協議会及び育成連絡協議会より3名以内とする。

2 前項の他、協会理事並びに学識経験者等関係機関より協会会長が指名した若干名を委員とする。

第 9 条 本部長は、委員総会(以下「総会」という。)で推挙し、協会理事会の議決を得て、協会会長が委嘱する。

2 本部長は少年団を代表し、団務を統轄する。

第10条 副本部長は総会において推挙し、本会理事会の議決を得て、協会会長が委嘱する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、またその職務を行う。

第11条 常任委員は、総会において委員の中から選出し、本部長が委嘱する。

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員の補充をする。ただし、任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、ほかの役員の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第13条 総会は、第7条に定める役員をもって構成し、事業計画、予算、事業報告、決算その他の業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

2 総会は、年1回開催するものとする。

3 総会は、本部長が召集し、その議長となる。ただし、本部長が緊急に開催を認めるときも召集することができる。

4 前各項のほか、委員の3分の1以上から会議の目的事項を示した請求があったときは、本部長は臨時の総会を召集しなければならない。

第14条 総会は、構成員の過半数以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度召集したときはこの限りではない。

2 役員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。ただし、この場合委任した役員は出席とみなす。

第15条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第16条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、少年団の団務を決定し、執行する。

2 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを召集して議長になる。

3 第14条並びに第15条の規程は、常任委員会について準用する。この場合において「総会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

(指導者協議会)

第17条 少年団に、指導者の資質、指導力の向上のための指導者協議会を置く。

2 指導者協議会についての必要な事項は、常任委員会の決定を得て別に定める。

(育成連絡協議会)

第18条 少年団に、スポーツ少年団の発展と育成を図るために育成連絡協議会を置くことができる。

2 育成連絡協議会についての必要な事項は、常任委員会の決定を得て別に定める。

(会計)

第19条 少年団の予算は協会の会計とし、登録料、負担金、補助金及び事業収入をもって支弁し、協会の定款の定めるところにより処理する。

(事務局)

第20条 少年団の事務は、協会事務局において処理する。

(補則)

第21条 この規程は、総会の3分の2以上の同意を得たのち、協会理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

1 この規定は、平成23年4月1日から施行する。